

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月28日

札幌市教育委員会

教育長

檜田英樹



札幌市教育委員会規則第9号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「第16条」を「第22条」に改める。
- (2) 第2条中「第10条の規定による」を「第11条の」に改める。
- (3) 第3条を削る。
- (4) 第4条中「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条第1項各号」に改め、同条を第3条とする。
- (5) 第5条中「第11条第1項各号」を「第12条第1項第1号若しくは第2号」に、「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、同条を第4条とする。
- (6) 第6条を第5条とし、第7条を削る。
- (7) 様式1を次のように改める。

様式 1

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市教育委員会

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

博物館法第 12 条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
添付書類 1 館則（博物館の規則のうち、目的、閉館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）の写し 2 当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類 3 館長及び学芸員の氏名及び経歴を記載した書類 4 その他参考資料（博物館の概要が分かる資料、案内図、パンフレット、施設写真、学芸員資格証明書等）	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

- (8) 様式 3 中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 5 条第 1 項」に改める。
- (9) 様式 4 中「第 1 5 条第 1 項」を「第 2 0 条第 1 項」に改め、注を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。